

亀山市公告第24号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

なお、別紙図面は省略し、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 名称 川合町第六公園
- 2 位置 亀山市川合町16番28
- 3 区域 別紙図面に示す区域
- 4 供用開始の期日 平成31年3月29日

第2

- 1 名称 川合町第七公園
- 2 位置 亀山市川合町466番4ほか
- 3 区域 別紙図面に示す区域
- 4 供用開始の期日 平成31年3月29日

第3

- 1 名称 川合町第九公園
- 2 位置 亀山市川合町316番26
- 3 区域 別紙図面に示す区域
- 4 供用開始の期日 平成31年3月29日